

煙火消費許可申請の手引き

作成：平成 27 年 10 月 1 日

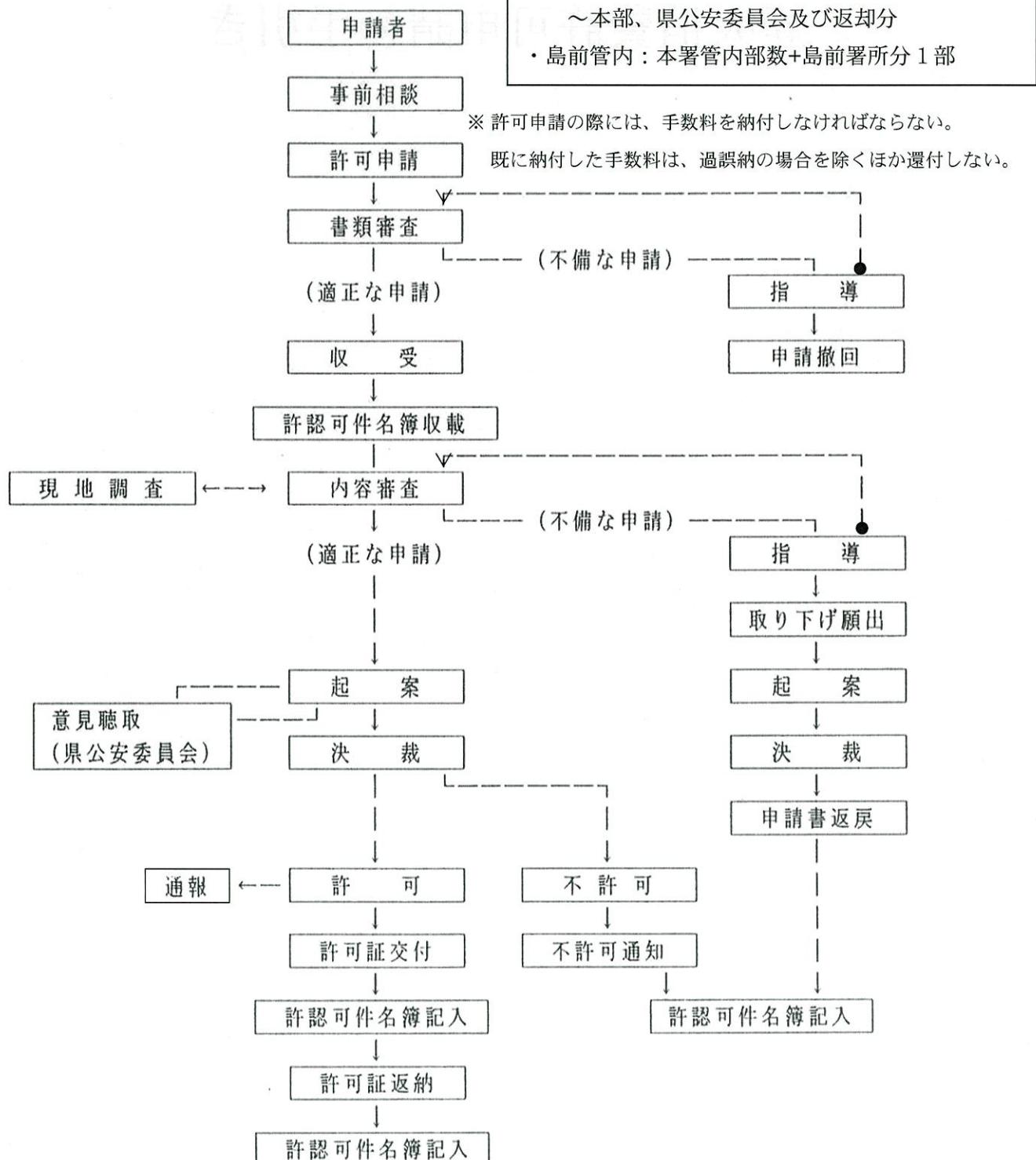
改正：令和 5 年 11 月 1 日

隠岐広域連合消防本部

予防課 危険物係

消費（煙火）

消費の許可の事務処理フローチャート



※ 通報は県公安委員会（本署管内：隠岐の島警察署・分署管内：浦郷警察署）を行う。なお、海域に係る場合は、海上保安庁にも併せて通報する。
 ～通報は、文書の写しでよい。

消費許可（煙火） 必要書類審査表

区 分 書類名		煙 火	備 考
1	火薬類消費許可申請書	○	連合規則様式第5号、届出者押印不要
2	火薬類消費計画書	○	連合規則様式第13号その2
3	委任状	△	
4	見取図	○	
5	消費場所付近の詳細図	○	
6	消費場所の土地権利者の承諾書	△	署名又は押印する
7	消費作業に従事する者の名簿	○	
8	煙火消費保安手帳の写	○	
9	同意書	△	別表第2による場合に必要、署名又は押印する
10	申立書	○	署名又は押印する
11	煙火打上げ許可申請書又は通報書	△	航空法第134条の3第1項又は第2項による場合
12	危険予防の方法	○	
13	緊急連絡体制図	○	
14	運搬・搬入に伴う日程資料	○	

1 煙火消費許可を受ける場合（法第25条）

煙火については、法第51条（適用除外）により、譲受の許可は除かれているので、煙火を消費しようとする者は消費許可のみを受ければよい。

2 申請する時期

公安委員会との協議を要するため、申請書の受理から許可まで4週間程度かかるので、余裕をもって申請させること。

3 現地調査

申請書の受理後、原則、事前に消費場所及びその周辺の現地調査を行い、保安距離内に保安物件等の有無、火災予防上の安全を確認すること。併せて主催者の立ち会いをお願いすること。

ただし、消費場所が台船上であり、保安距離内に物件等が存在しない場合は煙火消費場所立入検査と併せて現地調査をすることができる。

4 花火大会の安全に関する責任は、煙火の打ち揚げを含めて主催者（申請者）にあることをつたえること。

5 主催者及び煙火業者は、事前に消費場所の十分な把握を行うとともに、関係機関との打合せを行うこと。

6 主催者は花火大会に関する苦情等に関しては、事前に対応を検討すること。

目 次

- 1 申請書の内容審査
- 2 添付書類の内容審査
- 3 意見聴取及び通報
- 4 消費基準
- 5 特殊な打揚方法についての安全対策
- 6 消費許可申請事項等の変更
- 7 煙火消費の中止又は中止に関する基準
- 8 煙火の消費に対する制限事項
- 9 煙火の打上げ又は仕掛け届出書

用語の凡例

1. 火薬類取締法（昭和 25 年法律第 149 号）は、以下「法」という。
2. 火薬類取締法施行規則（昭和 25 年通商産業省令第 88 号）は、以下「規則」という。
3. 隠岐広域連合火薬類取締法の施行に関する規則（平成 22 年規則第 12 号）は、以下「連合規則」という。

1 申請書の内容審査

(1) 申請者

申請者は花火大会の主催者あるいは、煙火打揚業者のいずれかであること。

ア 実行委員会及び自治会等法人格を有さない任意団体が申請する場合は、(代表者) 氏名欄及び名称欄は次のように記載すること。

(記載例)

○○○祭り実行委員会代表 △△ △△

○○○町□□区自治会代表 △△ △△

○○○祭り実行委員会代表□□市長 △△ △△

イ 法人が申請する場合は、(代表者) 氏名欄に代表者の職氏名を、名称欄に法人名を記載すること。

※押印は省略する。(令和5年)

(2) 煙火の種類及び数量

打揚煙火の大きさごとの数量及び仕掛け煙火の数量を記載されていること。

ア スターマインについては、内訳を記載した別紙を添付させること。

イ その他の煙火（小型煙火、枠物、水中、水上、その他）についても詳細に区分し、数量を記入させること。特に、小型煙火は多種多様であり、詳細な資料の添付が必要である。

(3) 目的

「○○納涼花火大会」等とその目的を記載されていること。

(4) 消費の場所

ア 字・地番まで正確に記載されていること。

イ 河川敷等にあっては、「○○番地先の□□川河川敷」等と記載されていること。

ウ 第三者の所有地（台船を含む。）に係るものにあっては、承諾書が添付されていること。

※消費場所に接近した田畠、私道等の承諾書は官地については、必要ない。田畠、私道等は承諾書が必要であるが所有者等が留守等の場合は地区の代表者の同意書を添付すれば可とする。

(5) 煙火置場

ア 煙火置場を設ける場合、消費場所から20m以上の距離を確保するほか、消費する煙火の一時置場について申請書の備考欄及び図面に記載されていること。

イ 警戒札について記載すること。（「煙火」、「立入禁止」、「火気厳禁」）

- (6) 消費の日時
- ア 消費の日時が正確に記載されていること。
 - イ 日時(期間)の欄へは、消費する日時を記入すること。(予備日等は記入させない。)
 - ウ 予備日は、消費計画書の備考等の余白に朱書きで記入すること。(予備日は1日のみとする。)

(7) 危害予防の方法

観覧者及び保安物件等並びに消費作業従事者に対する危害予防の方法が記載されていること。

(8) 手数料

隠岐広域連合消防手数料条例による。

(9) 同意書、承諾書及び申立書について

本部控え申請書類には、各書の原本（署名又は押印されたもの）を添付すること。

島根県所有岸壁を使用する場合は、「甲種漁港施設利用届」に隠岐支庁受印を押印したもの（写）をもって代えることができる。

2 添付書類の内容審査

(1) 火薬類消費計画書（煙火）

ア 消費の方法

消費する煙火の種類及び数量が消費時間順に記載されていること。

点火の方法が、電気点火による場合には、規則第56条の4第5項の規定により指導すること。

イ 消費現場責任者

(ア) 消費現場ごとの責任者の氏名及び資格並びに講習受講年月日が記載されていること。

(イ) 氏名及び資格等については「煙火消費保安手帳」の写により確認すること。

ウ 煙火の製造業者及び販売業者

消費する煙火の製造業者及び販売業者の住所及び氏名が記載されていること。

エ 消費の許可を受けた者が、火薬類の種類及び数量、目的、場所、日時又は危害予防の方法について変更があったため改めて許可申請をする場合には、火薬類消費計画書の記載事項のうち変更に係る事項以外を省略できる。

(2) 消費作業に従事する者の名簿

消費現場責任者以外に煙火の消費作業に従事する者がある場合には、その者の名簿が添付されていること。

(3) 煙火消費保安手帳の写

消費現場責任者について、煙火消費保安手帳の写が添付されていること。

※煙火消費保安手帳の保安講習について

日本煙火協会では、手帳所持者に年一回以上の保安講習を義務付けている。

前回の講習から 1 年が経過していても、その年に受講していれば受講したことみなされる。（日本煙火協会に確認済み）

(4) 消費場所見取図

- ア 消費場所を中心とするおおむね半径 500m以内の見取図が添付されていること。
- イ 消費場所と保安物件、煙火置場、消火設備等の位置及び距離並びに観覧場所の位置及び距離が記入されていること。
- ウ 立入禁止区域及び消防ポンプ車、警戒船等の配備位置を明示してあること。
- エ 打揚筒、仕掛け煙火及び消火設備等の設備を詳細に記載すること。
- オ 打揚筒及び仕掛け煙火の固定方法を記載した書面（図）
- カ 水中仕掛け煙火の場合は、図面に消費予定位置を明記すること。
- キ 煙火の大きさ、開花の大きさ、開発距離及び黒玉の飛距離の資料添付又は記載をすること。（斜め打揚げを行う場合）

(5) 煙火打上げ許可申請書又は通報書

申請先は、関西空港事務所長

ア 煙火打上げ許可申請書

航空法第 134 条の 3 第 1 項及び同法施行規則 239 条の 2 の規定により、隠岐空港を中心とした半径 9 km の区域内（航空交通情報圏）であって、地表又は水面から 150m 以上の空域で煙火を消費する場合に必要となる。

航空法による許可証の交付まで約 3 週間かかるため、主催者若しくは花火業者は早めに申請すること。条件付き許可のため許可証交付後、写を提出させること。

イ 煙火打上げ通報書

航空法第 134 条の 3 第 2 項及び同法施行規則 239 条の 3 に規定に該当する場合、通報が必要となる。

同法施行規則 239 条の 3 第 1 項第 1 号二の規定は、煙火 5 号玉（15 cm）打ち上げ高さ 190m、開発半径 75m、合計高さ 265m となる。よって、煙火 5 号玉以上を打ち上げる場合は通報が必要となる。

3 意見聴取及び通報

煙火の消費許可に際しては、すべて島根県公安委員会（隠岐の島警察署長または浦郷警察署長）へ対して意見聴取を行うこと。

また、消費を許可した場合には、島根県公安委員会及び海域に係るものにあっては海上保安庁長官（第八管区海上保安部長）へ通報すること。

4 消費基準

本県における煙火の消費基準は、次のとおりである。

なお、本県における煙火の消費基準に定めのない項目については、社団法人日本煙火協会編集の「煙火の消費保安基準」によるものとする。

(1) 消費場所の基準

仕掛け煙火、打揚煙火（割物、吊物、音物）の別、煙火玉の大きさ、消費場所の地形、付近建物の構造、観覧者に対する警備警戒、消防活動等の防災対策、その他の状況により一律の基準は困難であるが「安全な距離」の基準、消費場所の区分は次のとおりとする。

ア 煙火の打揚筒を中心として、別表第1に掲げる距離を安全距離とする。ただし、煙火の種類、警戒体制等その状況により安全距離を増減する。

イ 仕掛け煙火または、手筒煙火は種類、数量に応じて最少20mの安全距離をとる。

ウ 吊物煙火については、安全距離のほか、高圧電線、電車の架線等を十分考慮すること。

エ 安全距離内には、家屋の密集がなく、かつ、観覧場所をとらないこと。

オ 交通制限可能な道路は、交通制限すれば差支えない。

カ 斜め打揚げを行う場合は、打揚地点及び開花地点を明確にし、斜め打ちの安全距離は、開花地点から事務処理要領の別表1の安全距離又は、黒玉の最大飛距離に開花半径の1.5倍を加えた距離のどちらか長い方の距離とする。

筒の方向及び角度は、煙火業者による資料提出をさせ、海上に向けて打ち揚げることを基本とする。

※安全距離内に保安物件等がある場合の承諾書は無効とする。

キ 規則第56条の4第4項第11号（打揚筒からの離隔距離の基準）に規定する距離に応じ、防護措置若しくは飛散物に対する安全対策を記載すること。

(2) 次の条件を満たしている場合は、別表第1に掲げる距離と別表第2に掲げる距離との間に家屋が密集していても、安全距離を別表第2の距離まで縮少できる。

「条件」：当該家屋の所有者の同意書があり、かつ、主催者と消防機関との話し合いにより、防火のための態勢が十分整っていること。

（別表第2の適用は、同意のあった家屋等に対するもので、全体の安全距離を短縮するものではない。）

※「家屋が密集している」状態とは

家屋：人が一日の相当部分にわたって居住、勤務または出入りする住家、事務所、店舗、図書館その他これらに類する建築物をいう。倉庫、物置、厩舎等は含まない。

密集：普通規模の家屋おおむね十軒以上が社会通念上群をなしている状態をいう。行政区画、住民の業態とは関係ない。

様式第5号(第3条関係)

火薬類消費許可申請書

年月日

隱岐広域連合長様

(代表者) 氏名 ○○○○

名 称	× × 花火実行委員会(主催者名を記載)
事務所所在地(電話)	島根県隱岐郡××町××番地○○観光協会 電話××-××××
職 業	○○○
(代表者) 住所氏名(年齢)	島根県隱岐郡××町××番地 ○○観光協会 協会長○○(○才)
火薬類の種類及び数量	火薬類消費計画書(煙火)のとおり
目 的	××花火大会
場 所	島根県隱岐郡××町××地区防波堤
日 時 (期 間)	令和×年×月×日××時××分から××時××分
危険予防の方 法	火薬類取締法施行規則第56条の4の規定を遵守します。

備考

添付書類 火薬類消費計画書

様式第13号その2（第5条関係）

火薬類消費計画書（煙火）

消 費 の 方 法	時 間	煙火の種類	数量	摘要
消費現場責任者	消費場所	氏名	資格（煙火消費保安手帳番号）	煙火講習受講年月日
	第一消費場所			年月日
	第二消費場所			年月日
煙火の 製造業者	住所			
	氏名又は名称			
煙火の 販売業者	住所			
	氏名又は名称			

備考 打揚煙火は、夜物及び昼物を同一に記入すること。

添付書類

- 1 責任者以外に煙火の消費作業に従事する者がある場合は、その者の名簿
- 2 煙火消費保安手帳の写し
- 3 消費場所を中心とするおおむね500m以内の見取図（保安物件との距離を記入すること。）

煙火消費安全対策書（記載例）

煙火の取扱いは、火薬類取締法施行規則第 56 条の 4 の規定を遵守し、次のとおり実施する。

- 1 図面のとおり、消費場所から半径〇〇m以内は立入禁止とし、要所にはロープを張ったうえ見張人を配置し、観客の侵入防止を図る。
(注：関係者以外の者が立入禁止区域内に侵入することがないよう配置すること。)
(注：見張り人及び警戒要員は、具体的に「消防団〇〇名、市職員〇〇名、婦人会〇〇名、青年団〇〇名」と記載する。)
- 2 別紙図面のとおり、見張り人〇〇名を配置する。
(注：打揚現場については煙火業者と、保安距離内を含む会場全体の消火体制については、万全を期すること。)
- 3 〇〇消防団の消防ポンプ車（2班）を現場に配備し、火災発生の防止を図るとともに、消費場所には水バケツを用意する。
(注：打揚現場については煙火業者と、保安距離内を含む会場全体の消火体制については、万全を期すること。)
- 4 煙火の消費中は、別紙図面のとおり関係する周辺道路の一時通行止めを行う。
(注：通行止・治安維持等については警察署と十分に打合せを行い、万全を期すること。)
- 5 消防署、警察署等関係機関と協議の上、連絡体制を確立して安全の確保に努める。
- 6 立入禁止区域内は、煙火消費（打揚げ）に従事する者以外立入禁止とする。
(注：煙火消費従事者以外の関係者で立入禁止区域に入る者は申請書に明記すること。)
- 7 観覧者が立入禁止区域内に侵入した場合や船舶等が保安距離内に侵入した場合、またドローンの侵入など危険が予想されるときは、消費を一時中止する。
- 8 風向きと強風については特に注意し、危険が予想されるときは消費を中止する。
(注：観客席側への風向きで強く吹いている場合（風速 10m以上）や強風注意報が発令されている場合などは、中止することを検討する。また、火災警報発令下や大雨、雷、波浪等で危険が予想されるときは、消費を中止する。)
- 9 打揚げ従事者の安全確保のため、点火方法は遠隔点火とし、打揚筒から〇〇m離れた場所に点火位置を設定する。また、消費場所の状況等から 20mを確保できない場合は、煙火の種類及び離隔距離に応じた防護措置及び安全対策として、畳床または、ポリカーボネート板を使用する。
(注：「煙火の消費保安基準(社)日本煙火協会編」に示された防護措置を参考とすること。)
- 10 事故発生に備えて、救護体制を整える。
- 11 その他（上記 1～10 以外の事項について、具体的かつ詳細に記入する。）
- 12 予想される煙火の飛散範囲の 2 倍の範囲を散水し、飛び火による引火を防止する。
(消費場所付近の地面がコンクリート等で燃焼のおそれがない場合を除く。)

5 特殊な打揚方法についての安全対策

特殊な打揚方法（斜め打ち、水中花火、小型煙火等）を行う場合は、その旨を消費場所の見取り図又は消費場所付近の詳細図に記載してください。

斜め打ち

斜め打ちの場合は、その方向を消費場所の見取り図又は消費場所付近の詳細図に記載し、別紙にて打揚筒の設置方法、打揚角度及び黒玉の最大飛距離（開花しない場合の落下地点）について記載すること。また、海上に向け打ち揚げることを基本とし、観客席や山林に向かた斜め打ちは行わない。

斜め打ちの安全距離は、開花地点から事務処理要領の別表1の安全距離又は、黒玉の最大飛距離に開花半径の1.5倍を加えた距離のどちらか長い方の距離とする。

水中花火

投込む煙火の導火線は、点火してから煙火が開発するまでの時間が投げる者の安全が確保できる長さとし、速燃等が発生するおそれのないものを取り付ける。

船の走行範囲などを示す発光ブイ等を設置する等、船の走行の安全及び安全距離を確保する措置を講じる。

船内の煙火は防火、防水シート等で十分におおいをしておく。

船内には救命同意を用意しておき煙火の投入又は放出する作業中に着用しなければならない。

小型煙火

「小型煙火（内筒打ち出し、乱玉、噴出、回転物等）」は種類が多種多様で、一律の基準設定が困難なので、別紙にて個別に設置（固定）方法、燃焼（開発）の方法、打揚（噴出）高さ、火の粉の飛散範囲等の資料を提示すること。

6 消費許可申請事項等の変更

(1) 消費許可の取り直し

ア 許可後、消費許可申請書の記載事項のうち次の事項に変更があった場合は、原則として新たな消費許可が必要となる。

- (ア) 煙火等の種類及び数量
- (イ) 消費の目的
- (ウ) 消費の日時及び場所
- (エ) 危険予防の方法

イ 手数料は、隠岐広域連合消防手数料条例第3条第2項に則り、過誤納以外は還付しない。

(2) 火薬類消費計画書等変更届を必要とする変更

変更届出を必要とする事項に変更が生じたときは変更事項を記入し、遅滞なく届け出ること。

ア 消費許可申請書の記載事項に変更があったとき（申請者の住所の変更など）

イ 火薬類消費計画書（煙火用）の記載事項に変更があったとき（消費現場責任者の変更など）

7 煙火消費の中止又は中止に関する基準

消費の技術基準（規則第56条の4）が守られない場合のほか、次の基準に該当する場合は、煙火の消費を中断若しくは中止すること（準備行為を含む）。

- (1) 火薬類消費許可申請書に記載した内容が守られないとき。
- (2) 消費許可にあたって付した許可条件が守られないとき。
- (3) 自然災害の発生（河川の増水、地盤の異常等）により、消費場所が危険な状況になるおそれがあるとき。
- (4) 煙火の消費による人身事故等が発生した、又は安全な煙火の消費の継続が困難になったとき。
- (5) そのほか、災害が発生している場合で、公共の安全を確保するため緊急措置が必要なとき。
- (6) 消費場所において地上風速7m以上の強風が10分間以上継続している場合。

8 煙火の消費に対する制限事項

- (1) 打揚煙火及びスターマインで重ね玉ができるのは、5号玉以下とする。ただし、5号玉の上にのせる玉は4号玉以下とする。
- (2) 号砲、花雷（銀爆）は、重ねることはできない。
- (3) 5号玉を親玉として重ね打ちするときは、鉄製又はステンレス製の打揚筒とする。
- (4) 打揚筒1筒には、煙火玉2個以下とする。
- (5) 煙火玉の斜め打ちは、海、湖、河川、遊水池、貯水池等に向け打ち揚げる場合に限る。

(注) 斜め打ちを行う場合は、あらかじめ試験打ちをし、筒の傾斜角度、発射薬量は適量であるか等安全な保安距離の確認をしなければならない。

9 煙火の打上げ又は仕掛け届出書

一定数量以下の許可を要しない打揚の場合は、煙火消費の許可申請と同じ記載事項を添付して「煙火の打上げ又は仕掛け届出書」を2部提出し、うち1部に届出印を押印し返却するものである。なお、無許可で打揚げられる範囲は次のとおりとなる。

- ① 直径6cm以下の球状の煙火 50個以下
- ② 直径6cmを超える10cm以下の球状の煙火 15個以下
- ③ 直径10cmを超える14cm以下の球状の煙火 10個以下
- ④ 200個以下の焰管を使用した仕掛け煙火 1台
- ⑤ 爆竹類（一定規格で一連30本以下に限る）、ファイヤークラッカー等の筒物 300個以下
- ⑥ 競技用紙雷管は無制限

用語の説明

1 保安距離

規則第56条の4第4項第1号に規定する通路、人の集合する場所、建物等に対する安全な距離をいう。

2 保安物件

道路、鉄道、各種建造物等、煙火消費に伴う万一の災害事故から保護すべき物件をいう。

ただし、次の物件については保安物件とはみなさない。

- (1) 交通規制について警察署等の使用許可等が得られる道路。
- (2) 建造物の所有者に承諾を得、かつ建造物を無人にし、消防車等により消火のため考慮のある建造物。

3 ぽか物

煙火玉の形状が球状で、少量の割火薬を用いた重量の軽い打揚煙火をいう。

（例）信号雷、柳等

4 割り物

煙火玉の形状が球状で、多量の割火薬を用いた重量の重い打揚煙火をいう。

（例）菊、牡丹等

5 黒玉

親みち又は煙火玉内部の着火不良等により、打ち揚がった後に開発せずに地上に落下した煙火の総称をいう。

6 筒ばね

煙火玉が何らかの原因により打揚筒から打ち揚がらず、当該打揚筒内で爆発し、当該打揚筒を破壊することをいう。

7 スターマイン

打揚筒を多数並べて立て、速火線又は電気点火によって大小の煙火玉を連続して打ち揚げる手法

8 小型煙火

がん具煙火状であるが薬量により法で規定するがん具煙火の範ちゅうに入らない煙火、又はこのようながん具煙火状の煙火を多数束ねて、星・打筒・玉等を連続的に打ち揚げる仕掛け煙火を総称して小型煙火という。その種類は多種多様であり、近年この小型煙火が大量に消費されるようになったことと、大型化したものが出現したため、十分な保安距離の確保が必要となる。

9 トランポリン

紙製のパイプに星を詰め、通常、連発式に打ち出す仕掛け煙火をいう。

10 手筒煙火

噴出火薬を詰めた筒を脇に挟みかつ腕に抱え、又は手でつかむことにより保持しながら、筒に設けた噴出口から空中に火の粉を吹き出させることにより消費する煙火をいう。

11 噴水花火

噴出薬を詰めた筒を杭等に取り付けるか、台等に固定して消費する花火を噴水花火といふ。

12 効果用仕掛け煙火

映画若しくは放送番組の製作、演劇、音楽その他芸能の公演、スポーツの興行又は博覧会その他これに類する催しの実施において演出用に用いられる仕掛け煙火をいう。

13 水中仕掛け（煙火玉）

煙火玉を水中で扇状又は半球状に開発させ効果を表す仕掛け煙火をいう。

14 演出効果用煙火

映画、若しくは放送番組の制作、演劇、音楽その他の芸能の公演、スポーツの興行又は博覧会その他これに類する催しの実施において演出用に用いられる煙火（打揚煙火を除く）をいう。

15 動物駆逐用煙火

火薬類の爆発による発音を利用して動物を追い払うため消費する煙火をいう。

動物駆逐用煙火は、法に規定する火工品（煙火）であることから、煙火消費保安（動物駆逐用）手帳を所持していなければ取り扱うことができない。また、動物駆逐以外の目的に使用してはならない。

16 離隔距離

打ち揚げようとする煙火の打揚筒から関係人までの距離。

17 過早発

親みち（導火線）等に欠陥があること、親みちと玉皮との付け方が不完全であること、星が摩擦に弱い配合であること等が原因となって、煙火玉が発射直後に開発することをいう。

18 低空開発

打ち揚げのための火薬が少ないと、当該火薬の発射力が減じていること、煙火玉の外径が打揚筒の内径に比して小さいこと等が原因となって、打揚筒から打ち揚げられた後、煙火玉が性能上危険な高度で開発することをいう。

19 地上開発

不発玉が地上に落下して爆発、または地上にある煙火のみちびが飛火したため着火して爆発することをいう。

20 開発・開花

煙火玉が開くこと。

煙火の消費基準（昭和 39 年 7 月 15 日付け 工第 154 号）
水産商工部長から各土木事務所長あて

別表第 1

玉の大きさ		安全距離 (m)
号数	直径 (cm)	
2.5	7.5	90
3	9	100
4	12	120
5	15	160
6	18	200
7	21	200
8	24	200
10	30	230
20	60	400

別表第 2

玉の大きさ		安全距離 (m)
号数	直径 (cm)	
2.5	7.5	80
3	9	80
4	12	80
5	15	90
6	18	110
7	21	130
8	24	150
10	30	180

（注 1）スターマイン方式の仕掛け煙火についても、この距離を準用する。

（注 2）水中花火及び水中打ち込みは、別表第 2 に掲げる安全距離とする。

（注 3）小型煙火は、火の粉の飛散範囲の 2 倍の距離とする。ただし、その距離が 20m に満たない場合は 20m とする。

また、小型煙火のうち、煙火部品を発射して上空で二次点火するものの火の粉の飛散範囲の 2 倍の距離が 40m に満たない場合は 40m とする。

（注 4）上記以外の仕掛け煙火又は手筒煙火は種類、数量に応じて別表第 1 の安全距離を準用する。

なお、開発するものにあっては、飛散距離の端を基準として別表第 1 に掲げる距離を安全距離とする。

（注 5）上記別表に記載のない号数の玉についての安全距離は都度協議する。